



第 5 部
資料

環境関連の法律・条例・計画等の概要

区分	名称	概要	
環境一般	基本法	環境基本法	近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本的施策など、環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めたもので、公害対策基本法に代わり制定された法律です。
		環境基本計画	国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」で、中央環境審議会の意見を聴いて閣議決定されたものです。平成6年12月に閣議決定され、21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的考え方と、循環、共生、参加、国際的取組という4つの長期的な目標を示すとともに、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにし、施策の総合的、計画的な展開を図るとしています。平成11年6月に見直しが諮問され、平成12年12月に閣議決定されました。平成18年4月には、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」を目指して、第3次環境基本計画が策定されました。
		神奈川県環境基本条例	環境問題が都市生活型から地球規模の問題にまで拡大する中、環境の保全及び創造についての基本理念や、県、市町村、事業者及び県民の責務、施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定されたもので、平成8年3月29日に公布され、平成8年4月1日に施行されました。
		神奈川県環境基本計画	環境基本条例第8条に基づき、平成9年3月に策定し、平成12年4月に施策内容を中心とした見直しを行いました。その後、地球温暖化対策などの強化やヒートアイランド現象など新たな課題への対応、平成15年10月に策定された「新アジェンダ21かながわ」を受けた施策展開を行うため、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」を踏まえ、平成17年10月に計画の全面的な改定を行いました。平成27年度を目標年次として「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標に掲げ、当面の3年間に取り組む21のプロジェクトを設定しています。
アセス		環境影響評価法	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であるとの認識に立ち、環境影響評価の手続を定めるとともに、その結果を事業に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とする法律で、平成11年6月12日から施行されました。
		神奈川県環境影響評価条例	土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれらに対する意見を求めるための手続きその他の環境影響評価に関する事項を定めることにより、事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることを目的とする条例で、昭和56年7月1日から施行されました。平成9年には、条例制定後16年の運用実績を踏まえつつ、対象事業の見直し、事前手続（実施計画書手続）や事後調査手続の導入等を内容とする条例改正を行い、平成10年には、環境影響評価法の施行に合せた改正を行い、平成11年6月12日に施行されました。
生活環境		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために事業者、県民及び県それぞれの責務を明確に定め、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による環境保全上の支障を防止するための実効性を確保する手続等を定めたもので、平成10年4月に施行されました。 また、平成14年10月には、ディーゼル車の運行規制の実施等を目的とする一部改正を行いました。さらに化学物質及び土壌汚染に関する規定について法と連携した内容とするため、平成16年3月に、一部改正を行いました。
		大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例	法律の排出基準より厳しい基準（いわゆる上乘せ基準）を地域の汚染状況等に即して条例で定めることができることとなっており、大気汚染物質としてカドミウム、塩素、塩化水素等について施設を特定し規制しています。また、水質についても、国が定める一律排水基準より厳しい排水基準を定め、公共用水域の水質保全を図っています。
		神奈川地域公害防止計画（第8次）	公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等を対象に、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることで、公害問題の改善を図ろうとするもので、都道府県知事が、環境大臣の同意で策定するものです。平成20年3月に横浜市・川崎市・横須賀市・相模原市を対象とした第8次計画を策定しました。

大気環境		大気汚染防止法	工場や事業場から発生する大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められ、また、有害大気汚染物質対策の実施の推進や自動車排出ガスに係わる許容限度を定める等により、国民の健康の保護や生活環境の保全等を図っています。
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	昭和60年代以降急速に進んだモータリゼーションを背景に自動車交通量が増加し、自動車交通が集中する東京や大阪近郊の大都市地域では自動車による交通公害が深刻になってきました。こうした状況に対処するため、大気汚染防止法に対する特別法として制定されたのが「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」です。(通称「自動車NOx法」と呼ばれています。)この法律が適用される地域では、窒素酸化物の排出量が多い車(主にトラックやバス)は一定の猶予期間が経過した後、登録ができなくなる(車検証が交付されない)等の措置がとられました。(車種規制といいます。)しかし、大気汚染の改善状況はかんばしくなかったため、平成13年6月にこの法律は改正され現在の名称となりました。改正により、窒素酸化物に加えて粒子状物質も規制対象に加えられたほか、車種規制の内容も厳しいものとなりました。(詳しいことは政令で規定)改正後、この法律は通称「自動車NOx・PM法」と呼ばれています。
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	「自動車NOx・PM法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量を削減するため、平成15年7月に策定されたのがこの計画です。この計画では、平成22年度末までに「自動車NOx・PM法」が適用される地域(対策地域)を含む県内全域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成局率を100%とするよう努めることを目標とし、目標を達成するための削減目標量を定め、目標量を確保するための施策を定めています。
		神奈川県大気汚染緊急時措置要綱	光化学オキシダント(光化学スモッグ)に関し、県民への被害の未然防止を図るため、予報の提供や注意報等の発令を行うとともに、光化学スモッグの原因物質削減を図るため、大規模工場・事業場に対して原因物質の排出量削減等の要請を行うなど、緊急時の措置を定めています。
水環境	水質	水質汚濁防止法	工場・事業場から公共用水域に排出される排水や地下に浸透される水について規制を行うとともに、生活排水対策の実施の推進について定め、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としています。なお、工場等から公共下水道に排出される排水については下水道法の規制を受けます。
		東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画(第6次)	水質汚濁防止法に基づき、「化学的酸素要求量等に係る総量削減基本方針(東京湾)」に定められた削減目標を達成するために必要な方策などについて定めたもので、埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県が、昭和54年以降、5年ごとに策定しています。平成21年度を目標年次とする第6次の計画を平成19年6月に策定しました。
		神奈川県洗剤対策推進方針	りんを含む合成洗剤等の使用を制限し、洗剤の適正・減量使用などに向けて県民の理解と協力を求めながら、県の施設への措置と県民への啓発等の実施を内容とした方針であり、昭和59年10月18日から実施しています。
	地下水	工業用水法	地盤の沈下の防止に資することを目的として、横浜市、川崎市の臨海部の地域を指定して工業用の地下水の採取を規制しています。
	土壌	土壌汚染対策法	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的として平成15年2月に施行されました。 また、平成21年4月に一部改正され、土壌汚染状況の把握のための制度の拡充、汚染区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌処理業の許可制度の追加が行われました。
	その他	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、平成19年度以降の20年間を視野に入れ、水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進していくための取組の基本的考え方、分野ごとの施策展開の方向性などを示しています。河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体(水の共同利用圏域)で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図ることを理念としたもので、平成17年11月に策定しました。
	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を踏まえ、最初の5年間(平成19～23年度)に充実・強化して取り組む特別の対策について、対象地域や目標、事業内容等を明らかにしています。「水源の森林づくり事業の推進」や、「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」など12事業を掲げたもので、平成17年11月に策定しました。なお、このために新たに必要となる財源は約190億円(5年間計)です。	
	アジェンダ21桂川・相模川	桂川・相模川流域を対象に、市民、事業者、行政の話し合いの中から、桂川・相模川流域協議会が策定した「ローカルアジェンダ」で、この桂川・相模川流域において、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くための行動計画です。	

<p>廃棄物</p>	<p>循環型社会形成推進基本法</p>	<p>「循環型社会」を形成するために、その基本的な枠組みとなる法律として制定されました。この中で、「循環型社会」を廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義しています。廃棄物のうち有用なものを「循環資源」として位置づけ、その循環的な利用を促進することとなり、循環資源の循環的な利用及び処分の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分とすることが法定化されました。政府は、平成15年3月14日に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定・国会報告しました。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>昭和45年に他の公害関係立法とともに成立しました。それまでは、廃棄物の処理について、清掃法に基づき行われてきましたが、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立するなど、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として成立しました。平成12年には、廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処理を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずることとなりました。都道府県は、国における基本方針に即して、区域内の廃棄物の減量その他の適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めることとされています。</p>	<p>昭和45年に他の公害関係立法とともに成立しました。それまでは、廃棄物の処理について、清掃法に基づき行われてきましたが、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立するなど、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として成立しました。平成12年には、廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処理を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずることとなりました。都道府県は、国における基本方針に即して、区域内の廃棄物の減量その他の適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めることとされています。</p>
<p>神奈川県廃棄物処理計画</p>	<p>資源の有効な利用の促進に関する法律</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、国の基本方針に沿った一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする法定計画として、また、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に取り組むとともに、相互に連携して循環型社会形成への取組を進めることによって「廃棄物県内処理100%」を実現していく行動計画として平成14年3月に策定しました。本計画の計画期間は平成14年度から27年度までの14年間ですが、平成20年3月の改訂では平成20年度から24年度までの5年間の事業計画を定めています。</p>
<p>資源の有効な利用の促進に関する法律</p>	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p>	<p>平成3年に制定した「再生資源の利用の促進に関する法律」（再生資源利用促進法）が改正され、法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。本法では、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や③回収した製品の部品等の再使用対策を新たに講じ、また、産業廃棄物対策としても、④副産物の発生抑制及びリサイクルを推進することにより、循環型経済システムの構築を目指しています。平成13年3月28日に改正された資源の有効な利用の促進に関する基本方針には、製品の種類及び副産物の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項等が定められています。</p>
<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p>	<p>神奈川県分別収集促進計画</p>	<p>家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について排出を抑制するとともに、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという、消費者、市町村、事業者の3者の役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。本法において都道府県は分別収集促進計画を、市町村は分別収集促進計画を策定し、公表することとされています。</p>
<p>神奈川県分別収集促進計画</p>	<p>特定家庭用機器再商品化法</p>	<p>本県の容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進並びにリサイクルの推進を図るために3年ごとに5年を1期として策定するものです。計画には、容器包装廃棄物の排出見込み量、市町村分別収集による収集量見込み量、分別収集の促進等に関する事項などを定めています。計画は平成8年11月に第1期計画を定め、平成19年7月には第5期計画（平成20年度から平成24年度）が定められています。</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p>	<p>廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、特定家庭用機器として指定された、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの（特定家庭用機器廃棄物）について、小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化等を義務付けることにより、廃家電等の適切なリサイクル・処理を確保することを目指しています。平成10年6月に公布、平成13年4月に施行され、平成16年4月、平成21年4月に対象機器が追加されています。</p>
<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p>	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律</p>	<p>建築物の解体工事などの発注者に知事（市長）への届出を義務付けるとともに、建築物の解体などの受注者に、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）の分別及び再資源化などを義務付けています。また、解体工事などの受注者に対する知事（市長）による助言・勧告、命令制度や解体工事業者の都道府県知事への登録制度を規定しています。本法においては主務大臣が基本方針を定めることが規定されており、平成13年1月17日に基本方針が定められ、本方針に即し、本県でも特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めました。平成12年5月に公布、平成14年5月に完全施行されました。</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律</p>	<p></p>	<p>食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めており、「基本方針の策定」、「食品関連事業者による再生利用等の実施」、「再生利用を促進するための措置」等について規定しています。</p>

	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律</p>	<p>「使用済自動車の再資源化等に関する法律」は平成14年7月に公布され、平成17年1月から本格施行されました。この法律では、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けています。主な内容は①自動車製造業者等のフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストの引取義務やリサイクル（フロン類は破壊）を行う義務、②引取業者（自動車販売、整備業者等）の使用済自動車の引取義務及びフロン類回収業者又は解体業者への引渡義務、③フロン類回収業者のフロン類の回収及び自動車製造業者等への引渡義務、④解体業者・破砕業者の使用済自動車のリサイクル及びエアバッグ、シュレッダーダストの自動車製造業者等への引渡義務、⑤自動車所有者の引取業者への引渡義務及びリサイクル料金の負担などとなっています。</p>
	<p>神奈川県ごみ処理広域化計画</p>	<p>循環型社会への転換やダイオキシン対策に対する要請を受け、また、県と市町村が共同して設置した「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」でまとめた「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、平成10年3月に策定された計画です。この計画では、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理に向けた、ごみ処理の基本方針、広域処理を行う範囲（ブロック）の設定、広域処理を行う施設の整備等について定めています。計画は、県内市町村をブロックに区分し、各ブロック構成市町村の協議により、平成19年度までに、広域化の具体的な内容となる「広域化実施計画」を策定することとしていました。この結果、5つのブロックで広域化実施計画が策定されましたが、なお一部のブロックで協議が継続されています。県では、平成20年3月に改訂した「神奈川県廃棄物処理計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、施設整備の推進を図るため、市町村への助言、情報提供等に努めるとともに、未策定ブロックにおける計画策定を支援します。</p>
	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきましたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」が公布されました。本法では、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定することとされ、都道府県は、国の基本計画に即して、その区域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定することとなっています。また、事業者等は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事等に届出をし、都道府県知事等は事業者等からの届出書を公衆の縦覧に供することにより公表することとなっています。また、事業者は、処理体制の整備状況等を勘案して定められた期間内（平成28年7月15日）までにそのPCB廃棄物を処分する義務があります。</p>
	<p>神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画</p>	<p>「PCB特別措置法」第7条に基づく法定計画であり、「神奈川県廃棄物処理計画」及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」に即し、県内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理について定めています。平成17年11月の東京PCB廃棄物処理事業の開始にあわせ、平成18年3月に策定しました。</p>
	<p>神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例</p>	<p>一般廃棄物を中心とする比較的小規模な不法投棄を撲滅するための「不法投棄を許さない地域環境づくり」の推進と大規模な事案に発展する可能性のある「産業廃棄物の不適正処理対策」のより一層の充実を図ることを目的として、廃棄物処理法を補う視点から制定されたものです。 各主体の責務、土地所有者等の責務、産業廃棄物の保管場所の届出、産業廃棄物の不適正処理の公表、産業廃棄物の不適正処理に関する県民からの調査等の請求などを定めており、平成19年4月1日から施行されました。</p>
<p>化学物質</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法</p>	<p>ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図り、国民の健康を保護するため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる環境基準を定めるとともに、廃棄物焼却施設等の特定施設の届出及び排出ガス、排水等に係る規制、汚染状況のモニタリング調査、並びに汚染土壌に対する対策等を定めています。（平成11年7月16日公布、平成12年1月15日施行）</p>
	<p>神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針</p>	<p>バイオテクノロジーにおけるDNA組換え作業の安全性を確保し、生物材料による環境への影響を未然に防止するため、国等が定めるもののほか、自主的な管理について必要な事項を示し、良好な地域環境の確保を図ることを目的として、平成5年10月1日に施行されました。（平成17年11月25日一部改正）事業者は規模に係わらず、DNA組換えの作業を実施する場合、自主管理マニュアルを作成し、県知事へ報告することとなっています。</p>
	<p>ゴルフ場農業安全使用指導要綱</p>	<p>ゴルフ場において病害虫の防除等に使用される農薬の安全かつ適正な使用等の確保及び農薬の使用に伴う周辺の環境汚染防止を図り、県民の健康の保護に資するとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的に制定されたもので、農薬の安全使用の推進を図るとともに、環境保全計画の作成や環境調査の実施、農薬使用結果の報告等について定めています。</p>

	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的に平成11年7月に制定され、PRTR制度（事業者による化学物質の排出量等の届出及び国等による届出データ等の集計・公表制度）、MSDS制度（化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供を事業者間の取引等の際に義務づける制度）、事業者が対象化学物質等の管理を行う際のガイドラインである化学物質管理指針などが規定されています。平成20年11月21日に同法施行令が改正され、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しと第一種指定化学物質等取扱事業者となりうる業種の追加（医療業）が行われました。MSDS制度は平成21年10月1日、PRTR制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成22年度から、届出は平成23年度から実施されます。
騒音・振動・悪臭	騒音規制法	騒音規制法は、生活環境を保全すべき地域を県知事（政令市、中核市、特例市については市長）が指定し、その地域内の特定施設のある工場・事業場の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音の規制、自動車騒音に係る許容限度の設定等について定めています。なお、航空機及び鉄道騒音は本法の規制対象ではなく、それぞれ国の告示により、環境基準が設定され、これに対応する法律等により、音源対策等が講じられています。
	振動規制法	騒音規制法と同じ体系の規制方法をとっており、県内では19市2町（政令市、中核市、特例市を含む。）が指定地域であり、その指定地域内の特定施設をもつ工場・事業場の振動や特定建設作業等の振動を規制しています。
	悪臭防止法	県知事（政令市、中核市、特例市は市長）は、工場やその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭により、生活環境の保全を図る必要があると認められる地域を悪臭を規制する地域として指定し、規制基準を設定しています。
自然環境	自然環境保全法	良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	古都の歴史的風土を保全するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。法律の対象となる古都とは、京都市、奈良市、鎌倉市と政令で定める市町村に限られ、この法令により県内では鎌倉市及び逗子市が古都となっています。
	首都圏近郊緑地保全法	首都圏近郊整備地帯での無秩序な市街化を防止し、秩序ある発展に寄与するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。
	都市緑地法	都市計画区域内の緑地のうち都市の良好な自然環境を形成する樹林地等を保全するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。
	生産緑地法	市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市の美観風致を維持するために特に優れた樹木又は樹林を保存し、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するため、保存樹及び保存樹林の指定、保存等について定めています。
	風致地区条例	都市の風致の維持向上を図り、自然と調和した緑豊かな街づくりを進めるため、都市計画法に基づき風致地区を指定し、風致地区条例により、行為の一定の制限等を定めています。
	自然環境保全条例	県内における良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。
	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めています。
	自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の健康、休養及び教化に資することを目的として定められています。
	神奈川県立自然公園条例	神奈川県内にあるすぐれた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の健康、休養及び教化に資することを目的として定められています。
	神奈川県みどり計画	みどりの量とともに質的な確保に取り組み、生物多様性の保全と充実を目指すこととした「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念とし、県域に自然条件や地域の特性に着目し9つの緑化域を設定し、量の確保や質の向上を推進するとともに緑化域を相互につなげ、水とみどりのネットワークの形成を図ることを目標としています。
生物多様性基本法	生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、行政、民間団体及び国民等の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定など施策の基本事項を定めています。	

	丹沢大山自然再生計画	平成16年度から2年間にわたり実施した「丹沢大山総合調査」により明らかになった課題に取り組むため、平成19年3月に「丹沢大山保全計画」を改定したものの。丹沢大山の自然環境が抱える問題を8つの特定課題に絞り込み、5年間で取り組む主要施策の事業計画を定めています。また、「統合型管理」の視点から、東丹沢など3つの地域については、「ブナ林の再生」や「人工林の再生」、「シカの保護管理」などの事業に集中・連携して取り組むとともに、「順応型管理」の仕組みを取り入れ、自然環境状態のモニタリング結果を、NPOや学識者、企業など多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」による事業点検・評価を踏まえ、柔軟に事業の見直しを行うこととしています。
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	野生鳥獣の保護を図るとともに、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系被害を防止し、併せて狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲等に当たっての規制、狩猟免許制度などについて定めています。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とし、国内外に生息する希少野生生物の譲渡等の規制、国内に生息する希少野生生物の捕獲・採取等の規制、生息地等保護区の指定による生息地における開発行為などの規制及び保護増殖事業の実施等について定めています。
	第二次ニホンジカとニホンザルの保護管理計画	人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、平成19年3月に第2次ニホンジカ及びニホンザルの保護管理計画を策定し、県、市町村、関係団体が連携して、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理を組み合わせ、毎年度実施するモニタリング（継続監視）結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進しています。
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	海外から国内に持ち込まれる外来生物のうち、国内の生態系や人の生命・身体、農林水産業に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせているものがあることから、これらを特定外来生物に指定し、飼養や栽培、輸入その他の取扱を原則禁止するとともに、既に国内に定着している特定外来生物について、国等が防除等を行うことを定めています。
	神奈川県アライグマ防除実施計画	アライグマによる農業等人間生活及び生態系への被害に対し、市町村、住民、農業者、関係団体など多様な主体とともに、計画的、総合的に被害対策を進めるため策定した計画。アライグマ防除実施計画に基づき、計画的な防除、被害予防策、生息環境管理、モニタリング等に取り組んでいます。
	第10次鳥獣保護事業計画	鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、全国的に調和のとれた鳥獣保護事業を推進するため、国が定める基準に従い、5年毎に都道府県知事が、地域の鳥獣の生息状況に即応して、鳥獣保護行政を推進していくために策定する計画です。 平成20～23年度を計画期間とした第10次鳥獣保護事業計画に基づき、多種多様な野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、人と野生鳥獣との共生を図ることにより、自然生態系の維持に重要な役割を持ち、かつ豊かな生活環境を形成する要素となる野生鳥獣の保護管理を推進しています。
まちづくり	かながわ都市マスタープラン	2025年を展望した神奈川の県土・都市像を描き、その実現に向けた基本方向を明らかにするとともに、広域的視点にたった取組や土地利用、社会資本整備、市街地整備の各方針などを定めた都市づくりの分野での基幹的な計画です。
	景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定により、行為の制限や景観重要建造物の維持、景観重要公共施設の整備など、景観づくりに向けた総合的な取組みを定めています。
	神奈川県景観条例	美しい風格のある県土の形成等を図るため、景観づくりに関する基本理念、県・県民・事業者の責務、施策の基本となる事項等について定めています。
	神奈川県景観づくり基本方針	県民等及び市町村を支援することを基本姿勢とした県の施策を推進する方針であるとともに、市町村景観計画などに基づき市町村が推進する施策のガイドラインです。
	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。
	神奈川県都市公園条例	都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、神奈川県に設置する都市公園の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的として定められています。
	河川法	近年、うろおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められているなど、河川に関する制度をとりまく状況は大きく変化していることを受けて、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として「治水」、「利水」に加え、「河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全」を位置付け、河川法が改正され平成9年に施行されました。

地球環境	地球温暖化防止	京都議定書	平成9年12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガス（二酸化炭素などの6ガス）の排出量の具体的な数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどその達成のための新たな仕組みが合意されました。京都議定書は平成17年2月16日に発効し、平成20年から平成24年までの第1約束期間に、先進国全体で1990年比5%の温室効果ガスを削減することになっています。
		京都議定書目標達成計画	平成17年2月の京都議定書の発効を受け、日本の温室効果ガス6%削減を達成するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成17年4月28日に閣議決定されました。（平成20年3月28日全部改定）
		地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	我が国の地球温暖化対策の基本法律であり、国、地方公共団体、事業者及び国民各々の責務を明らかにしています。国と地方公共団体に対して実行計画の策定と実施状況の公表が義務づけられているほか、一定規模以上の事業者に対する温室効果ガス排出量の算定及び報告の義務づけなどを規定しています。（平成20年6月改正）
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	低炭素社会の実現に向けて、県、県民、事業者等の各主体の責務を明らかにすると共に、地球温暖化対策に関する取組の実施について定めています。
省エネルギー	エネルギー	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために昭和54年に制定されました。平成17年8月に、地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネルギー需給の逼迫化等、最近のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、新たに輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策の強化などの措置が講じられました。（平成20年5月改正）
	新エネルギー	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等について国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を定めています。
		電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置（電気事業者に販売電力量に応じて一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気の利用を義務づけ）を定めています。
		エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）	電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に対して、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講じるもので、平成21年7月1日に成立、同年8月28日に施行されました。本法律の省令及び告示等、所要の規定が整備されたことに伴い、同年11月1日から、太陽光発電設備による余剰電力を電気事業者がそれまでの2倍程度の価格で買い取る「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されました。
	かながわ新エネルギービジョン	平成9年3月に「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」を策定しましたが、その後の状況変化を踏まえ、「クリーンエネルギー」の呼称を「新エネルギー」に改め、平成15年3月に策定した本県における新エネルギー導入の基本的な指針です。	
オゾン層保護	モントリオール議定書	オゾン層保護条約（ウィーン条約）に基づき、オゾン層破壊の原因であるフロン等の規制に向けて、オゾン層破壊物質の削減スケジュールなど具体的な規制措置を定めたもの（昭和62年採択）。数年おきに改正を行って規制強化を図っており、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などが平成8年以降全廃となり、その他の代替フロン、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）なども順次、全廃となります。	
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	ウィーン条約及びモントリオール議定書の実施を確保するため、同議定書で規制の対象となっている物質を特定物質と定め、その製造数量等の規制や排出の抑制・使用合理化の努力義務、さらにオゾン層や大気中CFC等の観測・監視や生産量・消費量の基準限度・実績の公表などが実施されています。	
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	フロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等の特定製品からのフロン類の回収及び破壊の実施を確保するために定められました。フロン類回収業者の登録、破壊業者の許可制や、回収等における基準、費用負担等を定めるとともに、事業者、フロン類製造業者、国民、国及び地方公共団体についてフロン類排出抑制のためのそれぞれの責務を規定しています。	
環境への負荷の少ない生活・事業活動の実現	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	平成15年7月15日に可決・成立した法律（施行は10月1日）で、持続可能な社会を構築するために環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めています。地方公共団体の責務（努力目標）として、学校教育における体験学習等の充実を図ること、環境保全に関する情報提供、助言及び相談並びに便宜の供与等の拠点としての機能を担う体制を整備することなどが盛り込まれています。	

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	国や地方公共団体の事業活動に係る環境配慮等の状況を公表するとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置を定めています。
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、省エネルギー改修事業に係る国の債務負担の特例その他必要な事項を定めています。
かながわ環境学習プラン	社会の一人ひとりが環境との関わりを学習し、「環境にやさしい社会の形成者」としての主体的な行動が社会全体に定着し、次世代に継承されていくことをねらいとして平成4年に策定しました。県内の環境の現況と、環境学習の基本的な考え方を示すとともに、5つの視点と4つの段階に配慮しつつ、個人・家庭、学校、企業、行政、地域等の各主体が体系的に環境学習を進めるための展開モデルを提案しています。
かながわ産業活性化指針	経済状況の大きな変革期の中で、県内産業の活性化を図るため、本県産業のめざす姿を示し、その実現に向けた県の取組の基本方向と基本施策を提示しています。その中で、環境負荷の少ない多様な製品やサービスを提供する環境ビジネスの成長を本県産業のめざす姿として描いています。
かながわ水産業活性化指針	かながわの水産業の活性化を目的として、今後、取り組んでいく水産施策の方向を示している本指針は、「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして」を基本目標としています。そのための環境関連の施策としては、漁業者やNPOなどとの協働による藻場づくりや県民への漁場環境保全に係る啓発などを掲げています。
かながわ農業活性化指針	本指針は、かながわ農業の活性化を推進するため「県民の豊かな生活を支える都市農業をめざして」を基本目標として、今後、県が取り組んでいく農業施策の方向を示しています。その中で環境関連の施策として、家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効活用や環境にやさしい農業の推進、農地の持つ多面的機能の発揮や環境保全に資するための取組を掲げています。
神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正管理の推進と資源としての有効利用の促進について定めています。
神奈川県バイオマス利活用計画	食品廃棄物を始めとして、家畜排せつ物、農作物収穫残さ、せん定枝などのバイオマスについて、資源の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を活かし、安定的で高品質な野菜や果実づくりのための堆肥としての活用や、畜産における飼料としての活用など、農業分野を中心とした利用促進を図るための指針として平成17年3月に「神奈川県バイオマス利活用計画」を策定しました。
かながわツーリズム推進指針	本県の観光施策における基本目標や施策の方向性を示すものとして策定した本指針では、「人々にゆとりと豊かさを与える質の高い観光交流の実現」、「地域の活性化と一体となった産業としての観光の実現」、「国際観光県『かながわ』の実現」の3つを基本目標とし、その実現に向けた施策の方向の1つに、地域資源の保全や景観づくりを促進することを掲げています。

詳細に知りたい方へ

問い合わせ先

分野	内 容	問 い 合 わ せ 先		
		機 関 名	電 話	ホームページアドレス
大 気	大気環境全般	県環境農政部大気水質課	045-210-4111	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/
	自動車交通環境対策	県環境農政部大気水質課	045-210-4115	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/car/
環 境	大気環境全般・自動車対策	環境省水・大気環境局	03-3581-3351 (代表)	http://www.env.go.jp/air/
	交通需要マネジメント(TDM)	国土交通省道路局	03-5253-8111 (代表)	http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/tdm/TOP_PAGE.html
境	八都県市指定低公害車	八都県市首脳会議(八都県市あおぞらネットワーク)	-	http://www.8taiki.jp/
	大気環境・保健・低公害車	独立行政法人環境再生保全機構	044-520-9564	http://www.erca.go.jp/first.html
水 環 境	水環境・地下水・土壌環境	県環境農政部大気水質課	045-210-4123	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/mizu/
	水源の森林づくり	県環境農政部森林課	045-210-4365	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sinrin/suigen/
境	森林の機能	林野庁	03-3502-8111 (代表)	http://www.rinya.maff.go.jp/
廃 棄 物	廃棄物・リサイクル対策	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4147	http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kannou/0504/index.html
		環境省廃棄物・リサイクル対策部	03-3581-3351	http://www.env.go.jp/recycle/
		経済産業省	03-3501-1511	http://www.meti.go.jp/
		農林水産省総合食料局	03-3502-8111	http://www.maff.go.jp/j/soushoku/index.html
		(財)クリーン・ジャパン・センター	03-6229-1031	http://www.cjc.or.jp/
八都県市における取組	八都県市首脳会議(八都県市リサイクルスクエア)	-	http://www.8tokenshi.jp/	
海岸美化	(財)かながわ海岸美化財団	0467-87-5379	http://bikazaidan.main.jp/	
化学物質	化学物質対策	県環境農政部大気水質課	045-210-4107	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/kagaku/
環境マネジメント	神奈川県環境マネジメントシステム取組状況	県環境農政部環境計画課	045-210-4057	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso
騒音・振動・悪臭	騒音・振動	県環境農政部大気水質課	045-210-4111	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/souon/
	悪臭	県環境農政部大気水質課	045-210-4111	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/akusyu/

分野	内 容	問 い 合 わ せ 先		
		機 関 名	電 話	ホームページアドレス
自	かながわのみどり	県環境農政部緑政課	045-210-4306	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/mainpage/index.html
	かながわの森林・林業	県環境農政部森林課	045-210-4339	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sinrin/
	丹沢大山保全活動	県自然環境保全センター	046-248-0323	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/1644/tanzawa.html
然	かながわのナショナル・トラスト	県環境農政部緑政課	045-210-4306	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/trust/trust.html
		(財)かながわトラストみどり財団	045-412-2525	http://park2.wakwak.com/~k-trust/
環	自然環境・自然公園	環境省自然環境局	03-3581-3351 (代表)	http://www.env.go.jp/nature/
	生物多様性	生物多様性センター(環境省)	0555-72-6031	http://www.biodic.go.jp/
	自然環境・環境学習	インターネット自然環境研究所(環境省)	-	http://www.sizenken.biodic.go.jp/
境	地下水・温泉・地質・地震の研究	県温泉地学研究所	0465-23-3588	http://www.onken.odawara.kanagawa.jp/
	森林の機能	林野庁(農林水産省)	03-3502-8111 (代表)	http://www.rinya.maff.go.jp/
地 球 環 境	新エネルギー	県環境農政部環境計画課	045-210-4076	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/energy/
	省エネルギー、新エネルギー	資源エネルギー庁(経済産業省)	03-3501-1511 (代表)	http://www.enecho.meti.go.jp/
	地球温暖化対策	県環境農政部環境計画課	045-210-4076	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/ondanka-top.htm
環境省		03-3581-3351 (代表)	http://www.env.go.jp/	
環境アセスメント	かながわの環境アセスメント	県環境農政部環境計画課	045-210-4070	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/assess/index.htm
環 境 へ の 負 荷 の 少 な い 生 活 ・ 事 業 活 動	環境にやさしい企業行動調査結果	環境省	03-3581-3351 (代表)	http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html
	環境保全型農業	県環境農政部農業振興課	045-210-4414	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/ainou/kankyohozeni.html
	畜産環境対策	県環境農政部畜産課	045-210-4514	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/tikusan/index.html
		農林水産省生産局畜産部	03-3502-8111 (代表)	http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/index.html
畜産環境整備関連情報	財団法人 畜産環境整備機構	03-3459-6300	http://leio.lin.go.jp/	
環 境 教 育	環境教育	県環境農政部環境計画課	045-210-4065	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/kankyoyoiku/index.html
		県教育局子ども教育支援課	045-210-8230	-
		県教育局高校教育課	045-210-8260	-
シ ャ ー ト ナ ー	ボランティア活動助成情報	県かながわ県民活動サポートセンター	045-312-1121 (代表)	http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0051/index.html

参考資料

分野	名 称	問 い 合 わ せ 先		
		機 関 名	電 話	金 額
大気環境	神奈川の大气汚染 (CD-ROM)	県環境科学センター	0463-24-3311	有償 (1,304円)
	光化学スモッグから子供たちを守るために	県環境農政部大気水質課	045-210-4111	無償
水	神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果	県環境農政部大気水質課	045-210-4123	業務用(閲覧可) 県内環境行政機関及び図書館にて閲覧可 県ホームページで公開
	神奈川県水域ブロック図・水質測定地点図	県環境農政部大気水質課	045-210-4123	業務用(閲覧可)
	神奈川県水質調査年表	県環境農政部大気水質課	045-210-4123	県ホームページで公開
	リバー・ウォッチング	県環境農政部大気水質課	045-210-4123	無償
	神奈川県地盤沈下等量線図	県環境農政部大気水質課	045-210-4123	無償
	神奈川県地盤沈下調査結果	県環境農政部大気水質課	045-210-4123	無償
	かながわ水源の森林づくり	県環境農政部森林課	045-210-4365	無償
	水は森林からやってくる	県環境農政部森林課	045-210-4365	無償
廃棄物	神奈川県廃棄物処理計画	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4147	有償 (1,219円)
	神奈川県一般廃棄物処理事業の概要	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4154	有償 (788円)
	廃棄物交換情報	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4151	無償
	産業廃棄物の適正処理のために	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4151	無償
	産業廃棄物処理業者名簿	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4159	有償 (3,889円)
	神奈川県産業廃棄物総合実態調査報告書	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4147	有償 本編 (850円) 資料編 (1,134円)
	神奈川県産業廃棄物関係資料集	県環境農政部廃棄物対策課	045-210-4159	有償 (104円)
化学物質	Sclean	(財)かながわ海岸美化財団	0467-87-5379	無償
	かながわのダイオキシン対策	県環境農政部大気水質課	045-210-4107	県ホームページで公開
	「環境ホルモン」と「ダイオキシン類」についてもっと知っていただくために	県環境農政部大気水質課	045-210-4107	県ホームページで公開
	「化学物質」についてもっと知っていただくために	県環境農政部大気水質課	045-210-4107	県ホームページで公開
騒音・振動・悪臭	かながわの化学物質対策	県環境農政部大気水質課	045-210-4107	県ホームページで公開
	飲食店のみなさまへ カラオケ騒音防止に御協力を！	県環境農政部大気水質課	045-210-4111	県ホームページで公開 (パンフレットは在庫なし)
	悪臭問題の解決に向けて - 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について -	県環境農政部大気水質課	045-210-4111	無償

分野	名 称	問 い 合 わ せ 先		
		機 関 名	電 話	金 額
自 然 環 境	かながわの公園緑地	県環境農政部緑政課	045-210-4310	有償（204円）
	かながわのナショナル・トラスト	県環境農政部緑政課	045-210-4306	無償
	鳥獣保護区等位置図	県環境農政部緑政課	045-210-4319	有償（287円）
	関東ふれあいの道	県環境農政部緑政課	045-210-4315	無償
	東海自然歩道	県環境農政部緑政課	045-210-4315	無償
環 境 ア セ ス メ ン ト	環境アセスメント	県環境農政部環境計画課	045-210-4070	無償
	神奈川県環境影響評価条例	県環境農政部環境計画課	045-210-4070	有償（1,214円）
	神奈川県環境影響評価技術指針解説	県環境農政部環境計画課	045-210-4070	県ホームページで公開
地 球 環 境	「新アジェンダ21かながわ」 ～持続可能な社会への道しるべ～	県環境農政部環境計画課	045-210-4065	県ホームページで公開
環 境 へ の 負 荷 の 少 な い 生 活 ・ 事 業 活 動	環境保全型農業栽培の手引	県環境農政部農業振興課	045-210-4414	閲覧可能
	かながわ環境にやさしい暮らし実践マニュアル普及版	県環境農政部環境計画課	045-210-4065	無償

神奈川県における環境問題の変遷

■ 公害の深刻化と公害防止対策の展開

本県の環境対策は、戦後の経済復興の中で、京浜工業地帯を中心に、大気汚染などの公害が問題になり始めた昭和26年「神奈川県事業場公害防止条例」の制定により本格的な第一歩を踏み出し、昭和39年には「神奈川県公害の防止に関する条例」を制定し、大気汚染や水質汚濁の進行に対処しました。

その後、昭和46年には「総量規制」方式や指定工場の総合審査制を導入した「神奈川県公害防止条例」を制定し、53年にはこの条例を、事業者による公害防止の自主的規制を導入した条例に全面的に改正しました。

■ 都市化の進展への対応

一方、経済の高度成長による工業生産力の増大や人口の過密化など、都市化の進展による環境の悪化を防止し、良好な環境の確保を図るため、昭和46年、本県の環境行政の基本方向を示す「良好な環境の確保に関する基本条例」を制定し、その後、昭和55年には一定規模以上の開発について、環境に与える影響を事前に調査、予測、評価する「神奈川県環境影響評価条例」を制定しました。

■ 公害問題から環境問題へ

昭和60年代以降、産業型の公害が工場規制などの成果により鎮静化した一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの定着や、人口や社会経済活動の都市への集中の進展などにより、生活排水による河川や海の汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染や騒音公害、大量に排出されるごみ処理の問題等の都市・生活型公害が顕著になってきました。また、こうした地域の環境問題に加え、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が顕在化してきました。

■ 地球環境問題への対応

平成4年6月にリオ・デ・ジャネイロで開催された「地球サミット」では、持続可能な開発のための人類の行動計画である「アジェンダ21」が採択され、地方においても地球環境の改善を目指して地域が取り組むローカルアジェンダ21の策定が求められました。これを受け、本県では平成5年1月に、県民・企業・行政の三者が協働して、日本初のローカルアジェンダ21である「アジェンダ21かながわ」を採択するとともに、その推進母体として「かながわ地球環境保全推進会議」を発足させ、地球環境問題への取組をスタートさせました。

■ 環境基本条例の制定と環境基本計画の策定等

環境問題が、都市・生活型から地球規模の問題にまで拡大する中で、平成5年1月に策定された「アジェンダ21かながわ」に基づいて、従来の政策の枠組を見直すため、平成8年3月、「神奈川県環境基本条例」を制定し、環境の保全・創造の基本理念と県、市町村、事業者及び県民の責務や、施策の基本方向などを決めました。また、この条例では環境権の趣旨と良好な環境を継承する責務を前文に位置付けています。

平成9年3月には、「神奈川県環境基本条例」に基づき「神奈川県環境基本計画」を策定し、「率先・協働・参加」を基本に、環境の保全・創造に関する施策の充実・強化を図るとともに、平成9年10月には「神奈川県公害防止条例」を全面的に見直し、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を制定して、地域から地球規模の環境問題への対応を明確化しました。

■ 環境基本計画の見直し等

「神奈川県環境基本計画」の策定後、ダイオキシン汚染の発生や内分泌かく乱化学物質等の化学物質問題の顕在化、廃棄物問題の深刻化、さらには地球温暖化対策の具体化など、環境問題を巡り大きな状況変化が生じたことから、「環境立県かながわ」の実現に向けた確かな道筋をつけるため、平成12年4月に計画の見直しを行いました。

その後、この計画を踏まえ、平成14年3月「廃棄物県内処理100%」の実現に向けた「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、平成14年10月には、「ディーゼル車の運行規制」や「低公害車の導入義務付け」などを主な内容として、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」を改正しました。

また、平成15年10月には「アジェンダ21かながわ」を見直し、より実効性を重視した「新アジェンダ21かながわ」が「かながわ地球環境保全推進会議」で採択されました。

このほか、県自らの率先実行の取組として、平成13年3月に県の本庁を対象とし「ISO14001」の認証を取得し、平成20年1月には県警察を含むすべての県機関に認証範囲を拡大しました。

■ 環境基本計画の全面的な改定と関連計画の策定等

自動車交通公害対策や廃棄物対策、地球温暖化対策などの強化やヒートアイランド現象など近年その影響が顕在化してきた新たな課題への対応を行うとともに、平成15年10月に県民、企業、行政の参加と協働により策定された「新アジェンダ21かながわ」を踏まえた積極的な施策展開を行うため、平成16年3月に策定された県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」を踏まえて、平成17年10月に「神奈川県環境基本計画」の全面的な改定を行いました。

また、平成17年3月には社会経済環境の変化等に対応するため、「神奈川県廃棄物処理計画」の事業計画を中心とした改訂を行いました。

さらに、平成17年11月には将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的として、水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進するため「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、平成18年3月には、森林地域から都市と里山のみどりまでを対象とし、みどりの量の確保と質の向上を図り、水とみどりのネットワークの形成を目指して「神奈川みどり計画」を策定しました。

■ 地球温暖化対策のさらなる推進

平成20年は、「京都議定書」の第一約束期間がスタートした年であり、また、7月には地球温暖化問題を主要テーマとする「北海道洞爺湖サミット」が開催されるなど、世界が地球温暖化という人類共通の問題解決に向け、本格的に動き出しました。

本県では、平成21年7月に、一定規模以上の大規模事業者、大規模建築物、大規模開発を対象に、地球温暖化対策について記載した計画書の提出を義務づける計画書制度などを盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

世界・日本・神奈川の環境に関する動きと歴史

世界の動き	日本の動き
<p>1950・先進国の都市部で大気汚染問題の深刻化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北欧諸国で酸性雨降下物による森林・湖沼への被害顕在化 <p>1967・スウェーデン環境保護庁設置</p>	<p>1967・「公害対策基本法」公布</p> <p>1968・「大気汚染防止法」及び「騒音規制法」公布</p>
<p>1970・経済協力開発機構（OECD）が環境委員会設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ環境保護庁設置 <p>1971・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」採択</p> <p>1972・ストックホルムにて国連人間環境会議開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連環境計画（UNEP）設立 ・OECDが越境大気汚染物質に関するモニタリング実施 ・「廃棄物・その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」採択 <p>1973・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回世界環境デー <p>1977・国連砂漠化防止会議において「砂漠化防止行動計画」採択</p> <p>1979・国連欧州経済委員会において「長距離越境大気汚染条約」採択</p>	<p>1970・公害国会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改正公害対策基本法」他公害関係14法（水質汚濁防止法など）公布 ・大気汚染防止法全面改正 <p>1971・環境庁設置</p> <p>1972・「自然環境保全法」公布</p> <p>1974・国立公害研究所（現：国立環境研究所）開設</p> <p>1978・環境庁「フロン調査検討打合せ」発足</p>
<p>1985・「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「SO_x（硫黄酸化物）の排出あるいはその越境流出の最低30%削減に関する議定書」採択 	<p>1980・環境庁「地球的規模の環境問題に関する懇談会」設置</p> <p>1983・環境庁「酸性雨対策検討会」発足</p> <p>1984・「湖沼水質保全特別措置法」公布</p>

神奈川の動き

1951・「神奈川県事業場公害防止条例」公布
 1955・「神奈川県総合開発計画（第一次）」策定
 1960・「川崎市公害防止条例」公布
 1964・「神奈川県公害の防止に関する条例」公布（「神奈川県事業場公害防止条例」廃止）

1971・「良好な環境の確保に関する基本条例」公布
 ・神奈川県公害対策事務局設置
 ・「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の上乗せ条例」公布
 1972・「自然環境保全条例」公布

1973・「公害白書」創刊
 ・「神奈川県新総合計画」策定

1976・「みどりの協定実施要綱」施行
 1977・「神奈川を産業廃棄物による環境汚染から守る計画」決定
 ・神奈川県環境部設置
 1978・「神奈川県公害防止条例」公布（全面改正）

1980・「神奈川県環境影響評価条例」公布
 1983・「かながわ環境プラン」策定
 1984・「神奈川県産業廃棄物処理計画」改定
 1985・「助みどりのまち・かながわ県民会議設立

世界の動き	日本の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・国際食糧農業機関 (FAO) において「熱帯雨林行動計画」採択 <p>1987・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」で持続的開発の理念を提唱 <p>1988・気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「NO_x（窒素化合物）の排出あるいはその越境流出の排出規則に関する議定書」採択 <p>1989・「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規則に関する条約（バーゼル条約）」採択</p>	<p>1988・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」公布</p>
<p>1992・「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」採択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性に関する条約」採択 ・環境と開発に関する国連会議（地球サミット）にて、リオ宣言・アジェンダ21採択 <p>1993・「国連持続可能な開発委員会」設置</p> <p>1994・「砂漠化防止条約」採択</p> <p>1995・気候変動に関する国際連合枠組条約第1回締約国会議（COP1）開催</p> <p>1996・環境マネジメントシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境監査に関するISOの国際規格発行 <p>1997・気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止のための京都議定書採択 <p>1998・「POPs（残留性有機汚染物質）削減のための議定書」採択</p>	<p>1990・「地球温暖化防止行動計画」策定</p> <p>1991・「再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）」公布</p> <p>1992・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x法）」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」公布 ・経団連「地球環境憲章」策定 <p>1993・「環境基本法」公布</p> <p>1994・「環境基本計画」閣議決定</p> <p>1995・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」公布</p> <p>1996・「ISO14000シリーズ」国内発行</p> <p>1997・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法施行令」改正（ダイオキシン類対策） ・経団連「環境自主行動計画」発表 ・「環境影響評価法」公布 <p>1998・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策推進大綱」策定 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布

神奈川の動き

- 1986・「かながわトラストみどり基金」設置
 1987・「自動車交通公害防止計画」策定
- 1988・「アボイドマップ」公表開始
- 1989・「産業廃棄物最終処分場の設置に関する審査要綱」制定
- 1990・「先端技術産業立地環境対策暫定指針」策定
 1991・環境科学センター設立
 ・「化学物質環境安全管理指針」施行
 1992・地球環境アジアNGOフォーラム開催
 ・「地球環境保全首都圏アピール」発信
 ・地球サミット参加
 ・「アースイヤーかながわ」開催
- 1993・「アジェンダ21かながわ」採択
 ・かながわ地球環境保全推進会議設置
 ・「県庁エコオフィス運動」開始
 ・「国際環境自治体協議会」加盟
 1994・低公害車普及検討会設置
 ・第1回神奈川県環境審議会開催
- 1996・「神奈川県環境基本条例」公布
- 1997・「かながわ新総合計画21」策定
 ・「神奈川県環境基本計画」策定
 ・「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」策定
 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」公布
 ・「神奈川県環境影響評価条例」一部改正
 1998・「神奈川県庁内環境管理システム」本格実施
 ・「神奈川県フロン回収処理システム」開始
 ・地球環境戦略研究機関開所
 ・神奈川国際環境協力協議会設置
 ・「神奈川県環境影響評価条例」一部改正

世界の動き	日本の動き
	1999・「地球温暖化対策に関する基本方針」策定 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」公布
2000・気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議（COP6）開催 2001・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）本格稼働開始 ・「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）採択 ・気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議再開会合（COP6.5）開催 ・気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議（COP7）開催 2002・持続可能な開発に関する世界首脳会議にて、実施計画・持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言を採択し、パートナーシップ・イニシアティブ（タイプ2）を登録 ・気候変動に関する国際連合枠組条約第8回締約国会議（COP8）開催	2000・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」公布 ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」改定 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」公布 ・「循環型社会形成推進基本法」公布 ・「悪臭防止法施行規則の一部を改正する総理府令」公布 ・「新環境基本計画」閣議決定 2001・環境省発足 ・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「大気防止法及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布 ・「京都議定書の締結に向けての今後の取組について」決定 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」公布 2002・「京都議定書の締結に向けた今後の方針について」決定 ・「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定 ・「新・生物多様性国家戦略」決定 ・「土壌汚染対策法」公布 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」公布 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」公布 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」全面施行 ・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「農薬取締法の一部を改正する法律」公布 ・「騒音規制法施行令等の一部を改正する政令」公布

神奈川の動き

- ・「アジェンダ21 桂川・相模川」策定
 - ・桂川・相模川流域協議会設立
- 1999・「丹沢大山保全計画」策定

2000・「神奈川県環境基本計画」見直し

- 2001・ISO14001 認証取得（本庁）
- ・「第4回グリーン購入大賞行政部門大賞」受賞

2002・「神奈川県廃棄物処理計画」策定

- ・地球サミット後の地方自治体の取組を考えるワークショップ開催（葉山町）
- ・ISO14001 認証範囲を出先機関等に拡大（県立学校・県立病院・福祉施設等を除く）
- ・こどもエコクラブ全国フェスティバル開催（小田原市）
- ・アジアの地方自治体による国際環境シンポジウム開催（横浜市）
- ・「東京湾総量削減計画（第5次）」及び「総量規制基準（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量）」の策定
- ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の一部改正公布

世界の動き	日本の動き
<p>2003・気候変動に関する国際連合枠組条約第9回締約国会議（COP9）開催</p>	<p>2003・「自然再生推進法」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「工業用水法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」策定 ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」公布 ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布 ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する省令」公布 ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令」公布 ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」公布
<p>2004・「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）発効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に関する国際連合枠組条約第10回締約国会議（COP10）開催 	<p>2004・「ヒートアイランド対策大綱」決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「景観法」公布 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」一部施行（許可制度の開始7月） ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」公布 ・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」公布
<p>2005・京都議定書発効</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に関する国際連合枠組条約第11回締約国会議（COP11）・京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）開催 	<p>2005・「地球温暖化対策の推進に関する法律」全面施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」全面施行 ・「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応について－ExTEND 2005－」決定 ・「京都議定書目標達成計画」閣議決定 ・「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」決定
<p>2006・EUのRoHS指令施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）採択 ・気候変動に関する国際連合枠組条約第12回締約国会議（COP12）・京都議定書第2回締約国会合（COP/MOP2）開催 	<p>2006・「石棉による健康被害の救済に関する法律」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次環境基本計画」閣議決定 ・「石棉による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」公布 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律」公布

神奈川の動き

- 2003・全ての県機関（警察を除く）がISO14001を認証取得
- ・「神奈川県ニホンジカ保護管理計画」及び「神奈川県ニホンザル保護管理計画」の策定
 - ・「アジア・太平洋会議（エコ・アジア）」開催（葉山町）
 - ・「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」策定
 - ・「ディーゼル自動車運行規制」実施
 - ・「神奈川県地球温暖化防止実行計画」策定
 - ・「新アジェンダ21かながわ」策定
 - ・「かながわ新エネルギービジョン」策定
 - ・「マイアジェンダ制度」創設
 - ・「かながわecoネットワーク」発足
- 2004・「神奈川力構想・プロジェクト51」策定
- ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」一部改正
 - ・「アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナー（愛称：かながわエコBOX）」設置
 - ・「神奈川県 ESCO 事業導入計画」策定
- 2005・「神奈川県バイオマス利活用計画」策定
- ・「神奈川県廃棄物処理計画」改訂
 - ・「マイアジェンダ登録“もったいない”バージョン」作成
 - ・「神奈川県環境基本計画」改定
 - ・「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」策定
 - ・「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」策定
- 2006・「神奈川みどり計画」策定
- ・「アライグマ防除実施計画」策定
 - ・「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定
 - ・「アスベスト除去工事に関する指導指針」策定
 - ・「神奈川県景観条例」施行

世界の動き	日本の動き
<p>2007・EUのREACH規制施行</p> <ul style="list-style-type: none">・気候変動に関する国際連合枠組条約第13回締約国会議（COP13）・京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）開催	<p>2007・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）公布</p> <ul style="list-style-type: none">・「クールアース50」を提唱・「エコツーリズム推進法」公布
<p>2008・北海道洞爺湖サミット開催</p> <ul style="list-style-type: none">・気候変動に関する国際連合枠組条約第14回締約国会議（COP14）・京都議定書第4回締約国会合（COP/MOP4）開催	<p>2008・「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布</p> <ul style="list-style-type: none">・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布・「生物多様性基本法」公布・「バイオマス活用推進基本法」公布 <p>2009・「温室効果ガス排出削減の中期目標」発表</p> <ul style="list-style-type: none">・「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」公布・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布

神奈川の動き

- 2007・「第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画」及び「第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」の策定
- ・「丹沢大山保全計画」を「丹沢大山自然再生計画」に改定
 - ・「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」施行
 - ・「神奈川力構想・基本構想」及び「神奈川力構想・実施計画」策定
 - ・「第5期神奈川県分別収集促進計画」策定
 - ・「神奈川県地球温暖化防止実行計画」改定
 - ・県警察へISO14001の認証範囲拡大（全ての県機関がISO14001を認証取得）
 - ・「東京湾総量削減計画（第6次）」及び「総量規制基準（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量）」の策定
 - ・「神奈川景観づくり基本方針」策定
- 2008・「神奈川県廃棄物処理計画」改訂
- ・「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行
 - ・「かながわ景観会議」設立
- 2009・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」公布

平成20年度における環境行政の歩み

年 月	内 容
20. 4. 1	「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行
20. 4.15	「EV イニシアティブかながわ」発表
20. 5.10	「かながわ里地里山シンポジウム」開催
20. 5.13	(仮称) 三浦市三戸地区発生土処分場建設事業に係る環境影響予測評価書案が提出される
20. 6. 1～20. 6.30	かながわ環境月間
20. 6. 1～20. 9.30	「夏は夏らしく過ごそう!2008」～「夏のライフスタイルの実践」に取り組もう!～ 実施
20. 6. 1～20. 9.30	八都県市「夏のライフスタイルの実践キャンペーン」実施
20. 6. 9	「神奈川県レジ袋削減実行委員会」設置
20. 6.21	知事とIPCC議長パチャウリ氏との温暖化防止に向けた共同声明発表
20. 6.27	ニノ倉開発採掘場増設事業に係る環境影響予測評価書が提出される
20. 7. 2	国と八都県市等による東京湾水質一斉調査実施
20. 7. 7	八都県市地球温暖化防止一斉行動(エコウェーブ)実施
20. 7.14	川崎発電所リプレース計画(更新及び増設)に係る環境影響評価準備書及び要約書が提出される
20. 8. 1	「ビーチクリーンかながわ2008」開催
20. 8. 1～20. 9.30	八都県市「緑のカーテン普及キャンペーン」実施
20. 8.26, 27	「かながわEVフェア2008」開催
20.10. 1～20.11. 2	環境にやさしい買い物キャンペーン実施
20.10.19	「リバーアクションかながわ2008」開催
20.10.20～20.12.19	八都県市「エコドライブ推進キャンペーン」実施
20.10.28	八都県市「ディーゼル車対策にかかる一斉取組」実施
20.11	不法投棄撲滅強化月間
20.11. 1, 2	「アジェンダの日2008」開催
20.11. 8	「桂川・相模川上下流交流事業」実施 「桂川・相模川流域シンポジウム」開催
20.11.12	(仮称) 武田薬品工業株式会社新研究所建設事業に係る環境影響予測評価書が提出される
20.11.14, 15, 16	「森林循環フェア2008～くらしに活かす 木の優しさ～」開催
20.11.17	クリーンセンター建設事業に係る環境影響予測評価書案が提出される
20.12. 1～21. 3.31	八都県市「冬のライフスタイルの実践キャンペーン」実施
21. 2. 7	「食と農のつどい2009」開催
21. 2. 9	「かながわエコドライブフォーラム2009」開催
21. 2.26	県庁新庁舎屋上に設置した太陽光発電システム稼動
21. 3.14, 15	「かながわEVフェスタ2009」開催
21. 3.31	「かながわ里地里山保全等促進指針」策定
21. 3.31	EV・PHVタウン構想の広域実施地域に選定

市町村環境政策担当部署一覧表

<平成21年11月現在>

No.	市町村名	担当課	電話番号	FAX
1	横浜市	環境創造局企画課	045-671-2891	045-641-3490
2	川崎市	環境局総務部環境調整課	044-200-2387	044-200-3921
3	横須賀市	環境部自然・環境政策課	046-822-9661	046-824-5630
4	平塚市	環境部環境政策課	0463-21-9762	0463-21-9603
5	鎌倉市	環境部環境政策課	0467-61-3421	0467-23-8700
6	藤沢市	環境部資源廃棄物対策課	0466-25-1111(代表)	0466-50-8417
7	小田原市	環境部環境政策課	0465-33-1473	0465-33-1487
8	茅ヶ崎市	環境部環境政策課	0467-82-1111(代表)	0467-57-8388
9	逗子市	環境都市部環境管理課	046-873-1111(代表)	046-873-4520
10	相模原市	環境保全部環境対策課	042-769-8240	042-753-9413
11	三浦市	環境部環境課	046-882-1111(代表)	046-882-1160
12	秦野市	環境産業部環境保全課	0463-82-9618	0463-82-7410
13	厚木市	環境みどり部環境総務課	046-225-2749	046-223-1668
14	大和市	環境農政部環境総務課	046-260-5493	046-260-6281
15	伊勢原市	経済環境部環境保全課	0463-94-4711(代表)	0463-95-7613
16	海老名市	経済環境部環境保全課	046-235-4912	046-233-0346
17	座間市	環境経済部環境対策課	046-252-8214	046-257-7743
18	南足柄市	市民部環境課	0465-74-2111(代表)	0465-72-2018
19	綾瀬市	環境部環境政策課	0467-77-1111(代表)	0467-76-0617
20	葉山町	生活環境部環境課	046-876-1111(代表)	046-876-2381
21	寒川町	町民環境部環境課	0467-74-1111(代表)	0467-74-1385
22	大磯町	環境経済課	0463-61-4100(代表)	0463-61-1991
23	二宮町	環境部生活環境課	0463-71-3311(代表)	0463-73-0134
24	中井町	環境経済課	0465-81-1115	0465-81-4676
25	大井町	生活環境課	0465-85-5010	0465-82-3295
26	松田町	環境経済課	0465-83-1228	0465-83-5031
27	山北町	生活環境課	0465-75-3645	0465-76-4564
28	開成町	町民サービス部環境防災課	0465-83-2331(代表)	0465-82-5234
29	箱根町	環境整備部環境課	0460-85-9565	0460-85-6814
30	真鶴町	環境防災課	0465-68-1131(代表)	0465-68-5119
31	湯河原町	環境都市部環境課	0465-63-2111(代表)	0465-64-1401
32	愛川町	環境経済部環境課	046-285-2111(代表)	046-286-5021
33	清川村	民生部税務住民課	046-288-3849	046-288-1909

環境用語の解説（あいうえお順）

ISO 14000シリーズ

ISO14000シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が発行する環境マネジメントシステムに関する規格の総称であり、環境マネジメントシステム、環境ラベル、環境パフォーマンス評価（事業所ごとの評価）、ライフサイクルアセスメント（LCA。製品、サービスの評価）等の規格がある。平成8年秋以降に環境マネジメントシステム（ISO14001）が発行された。ISO14000シリーズのうち、認証登録の対象となっているのは、ISO14001のみである。

アイドリングストップ

自動車の駐停車時に原動機を停止すること。自動車排出ガスには窒素酸化物、二酸化炭素などが含まれ、大気汚染の原因や地球温暖化にもつながるとともに、排出ガスによる悪臭や原動機による騒音など近隣環境に悪影響を与えることから、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では信号待ちや人の乗降などの短時間の停車や緊急自動車等のやむを得ない場合を除き、自動車の運転者に駐車時の原動機停止を義務付けている。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。2007（平成19）年には、地球温暖化に関する最新の科学的知見をとりまとめた、「IPCC第4次評価報告書」を公表している。

アオコ

アオコは、富栄養化の進んだ湖沼等で、夏季を中心に藍藻類（ミクロキスティス、アナベナなど）が異常に繁殖し、水面に青い粉をまいたような状態を指した呼称。

赤潮

海中のプランクトンが大量に繁殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全には究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、^{リン}等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDO（溶存酸素量）が欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産、排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

アジェンダ21

1992（平成4）年6月に開催された地球サミットにおいて採択された、21世紀に向け、持続可能な開発を実現するための各国及び各国際機関が実行すべき具体

的行動計画。大気保全、森林減少対策、砂漠化、生物多様性、有害化学物質などの具体的な問題への対応プログラムを示すとともに、技術移転のあり方等の実施手段についても規定している。

アスベスト（石綿：いしわた、せきめん）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態があるといわれている。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して吸入してしまうおそれがある。

アスベストの種類には、クリソタイル、アンソフィライト、アモサイト、トレモライト、アクチノライト及びクロシドライトがある。

硫黄酸化物（SO_x）

工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO_xと略称され、二酸化硫黄（SO₂）の他、三酸化硫黄（SO₃）、硫酸ミスト（H₂SO₄）などが含まれる。特に二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」（昭和43年）では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

一酸化炭素（CO）

炭素または炭素化合物が不完全燃焼した場合に生じる無色・無臭の気体。血中のヘモグロビンと容易に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。このため大気環境基準が設定され、「大気汚染防止法」（昭和43年）に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。

移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類される。固定発生源としては、工場・事業場に設置されるボイラー、金属加熱炉、ガラス溶融炉、廃棄物焼却炉などがあり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機などがある。

固定発生源については、大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、ばい煙（排煙）の規制を実施し、また、移動発生源については自動車の排出ガス規制が実施されている。

エアレーション

湖の底に大きな泡を断続的に発生させ、水を一気に押し上げることにより、浅いところの水と深いところ

の水を入れ替え、湖の表層水温の低下と水温の均一化により、藻類（アオコ等）の増殖を抑制しようとする仕組みをいう。

エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう環境マネジメントシステム、その取組の評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮の方法。2004（平成16）年に全面的に改定が行われた。新しいエコアクション21は、幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法を提供している。また、認証・登録制度を導入した。

SS（浮遊物質：Suspended Solids）

水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の量のこと。英訳（Suspended Solids）を略して「SS」とよばれる。一定量の水をろ過又は遠心分離して分離される物質を乾燥重量（mg/ℓ）で表わしたもの。

水質汚濁の指標の一つ。生活環境にかかる基準として、河川や湖沼の水質環境基準が定められている。

ESCO（Energy Service Company）事業

ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス（省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等）を提供する事業で、必要な費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分に対応する事業をいう。

SPM（浮遊粒子状物質）

（→「浮遊粒子状物質」の項）

NOx（窒素酸化物）

（→「窒素酸化物」の項）

Nm³

Nは、ノルマル（ノーマル）と読み、0℃1気圧の標準状態を表すもので、主として排出ガス量等を表す場合に用いられる。1Nm³とは標準状態（0℃1気圧）に換算した1m³のガス量を表す。

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の省略形で、ボランティア活動を行う特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）及び法人格をもたない団体のことである。

MSDS（製品安全データシート：Material Safety Data Sheet）

事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する安全性や毒性に関するデータ、取扱い方、救急措置などの情報を提供するためのもの。PRTR法では、政令で定める第一種指定化学物質（354物質）、第二種指定化学物質（81物質）及びこれらを含む一定の製品について、このMSDSを提供することが義務化された。

オキシダント（Ox）

（→「光化学オキシダント」の項）

オゾン層

地表20～25kmの成層圏には、オゾンが高濃度で分布するオゾン層が存在している。このオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収する作用をもっているが、近年、冷媒などに用いられるフロン等の物質により破壊され、特に、極地におけるオゾン量が減少している。

南極上空では、その特殊な気象条件などから春期（9～10月頃）にオゾン全体量が著しく低下する現象（オゾンホール）が70年代の終わり頃から観測されている。

汚濁負荷量

汚濁負荷量とは、家庭や工場などから排出される排水量とその汚濁物質の濃度の積をいい、主としてBOD、COD、SSの1日当たりのトン数で表される。湖などの水域の状況によっては濃度規制だけでは不十分なため、汚濁負荷量の制限による総量規制を実施する。（→「BOD、COD、SS」の項）

汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生じた泥状のものをいい、動植物性原料を使用する各種製造業の排水処理などから生ずる有機性汚泥と、浄水場の沈澱池等から生ずる無機性汚泥などがある。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。京都議定書では、地球温暖化対策として、温室効果ガスのうち、人間活動により増加している二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質を削減対象としている。

カーボン・オフセット

市民、企業、NGO/NPO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、自らの排出量の全部又は一部を埋め合わせる。近年、自主的な「カーボン・オフセット」への取組が世界で活発化している。

合併処理浄化槽

浄化槽は、水洗トイレからの污水（し尿）や、台所、風呂場等からの排水（生活雑排水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽がある。合併処理浄化槽を設置した場合、単独処理浄化槽を設置した場合に比べ、汚れの量を約8分の1に減らすことができる。なお、現在では浄化槽とは合併処理浄化槽を示すものとされ、単独処理浄化槽の製造や新規設置は認められていない。

かながわ地球環境保全推進会議

1993（平成5）年1月に策定された地球環境保全に向けた行動指針である「アジェンダ21かながわ」の推進母体として、県全体を活動対象とする県民の団体、企業の団体、県及び県内市町村を構成団体として設置された。2003（平成15）年10月に、旧アジェンダの成果と課題を踏まえ、より実効性ある「新アジェンダ21かながわ」が同会議において採択されたことに伴い、マイアジェンダ登録をした個人、団体等からなる「実践行動部会」を構成団体に加え、持続可能な社会かながわづくりに取り組んでいる。

環境影響評価（環境アセスメント）

土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

環境会計

企業等が持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し、伝達する仕組み。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。

典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では人の健康や生活環境に与える影響について、定量的な測定方法によりの確に把握できないなどの理由から、環境基準が設定されていないが、これら3つを除いた大気汚染（二酸化窒素の大気中の濃度の基準など）、水質汚濁（カドミウムの水中の濃度の基準など）、土壌汚染（カドミウムの土壌から溶出する量の基準など）及び騒音（住居地域の時間帯ごとの大きさの基準など）の4つについて環境基準が定められている。

環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境の日

事業者及び国民のあいだに広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する行動を行う意欲を高めるため、環境基本法第10条に定められた日で、6月5日（世界環境デー）である。国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。（→「世界環境デー」の項）

環境報告書

企業等の事業者が、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいう。

環境マネジメントシステム

環境マネジメント（環境管理）は、企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み。ISO14000シリーズという環境マネジメントシステムとは、企業などの事業者が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指しており、また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる。

環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に有害な影響を与える「おそれ」のこと。

気候変動枠組条約（UNFCCC）

「地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目的とした国際条約。1992（平成4）年5月に国連総会で採択され、同年6月に開催された地球サミットで150カ国以上が署名し、1994（平成6）年3月に発効した。その後毎年締約国会議（COP）が開催されている。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」（United Nations Framework Convention On Climate Change）

京都議定書（Kyoto Protocol）

1997（平成9）年12月、第三回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議）において採択され、2000（平成12）年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我が国においては、2008（平成20）年～2012（平成24）年の第一約束期間に、温室効果ガスを1990（平成2）年レベルで6%削減することが求められている。

日本は2002（平成14）年6月4日、閣議で京都議定書の締結を決定した。その後、2005（平成17）年2月16日、前年のロシアの批准を経て、京都議定書が正式に発効した。

揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、炭化水素系物質を主とする。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどがあり、主なもので約200種類ある。塗料溶剤（シンナー）、接着剤、インキ、一部の洗浄剤等に含まれており、固定発生源からは、大気中に年間約150万トン（平成12年）排出されている。SPMや光化学オキシダントの原因

物質の一つであるため、その対策の一環として、平成18年4月から大気汚染防止法によるVOC規制が行われている。(→「炭化水素系物質」の項)

緊急時措置対象工場

燃原料使用量が特に多い工場等を一定の基準により選択したもので「主要ばい煙排出者」ともいう。

本県では、光化学オキシダント等による大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある事態に対処するため、要綱を定めて、汚染の程度により予報、注意報、警報、重大緊急時警報の四段階に分けて、緊急時措置対象工場にばい煙発生削減等の措置を求めている。

近郊緑地保全区域

首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法にもとづき、無秩序な市街化の防止を目的に指定）において、良好な自然の環境を有する緑地を保全するため指定される区域。指定区域内の特に枢要な部分は、特別保全地区として厳しく各種の行為が制限され、その代償として土地買入れ制度が設けられている。

なお、同様の制度として、近畿圏におけるものがある。

経済的負担措置

環境への負荷の低減のための行動を誘導することを目的として経済的なインセンティブを与える施策。事例としては、税、課徴金、排出許可証取引制度、デポジット制度などがあり、北欧諸国では地球温暖化防止を念頭においた炭素税が導入され、二酸化炭素の排出抑制に効果が上がっている。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、カドミウム、鉛、水銀等の重金属やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物等26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間に締結される協定。これは法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

光化学オキシダント (Ox)

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こし、オゾン(O₃)、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) の光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。

これに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された二次汚染物質が多く滞留し、白くもやがかかったようになる。これを光化学スモッグという。

光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントにより眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすい。

このように、光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

(→「光化学オキシダント」の項)

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排除し、終末処理場で処理または流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

公共用水域

公共用水域とは、水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共こうきょ、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されている。

国際環境自治体協議会 (ICLEI)

環境保全に意欲的な世界の自治体のネットワーク化をめざし、平成2年9月に設立された機関であり、自治体の持続可能な開発に向けた取組を支援するとともに、世界の自治体が直面している環境問題の解決のための共同プロジェクトなどを行っている。

固定発生源

(→「移動発生源」の項)

こどもエコクラブ

環境省では、各都道府県及び市区町村の協力を得て、地域の環境や地球環境に関する活動を行う幼児から高校生までのグループを「こどもエコクラブ」として、平成7年度から募集し、支援を行っている。「こどもエコクラブ」として登録されたグループは、自主的に環境活動を行う。本県のこどもエコクラブへの支援としては、市町村の協力のもと、県内交流会やサポーター研修会を実施している。

酸性雨

工場・事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気

汚染物質が大気中で酸化され、硫酸イオン、硝酸イオン等となって雨水に取り込まれて生じた酸性度の強い雨をいう。一般に清浄な雨水は大気中の炭酸ガスによって飽和されてpH5.6程度となっているため、これより低いpH値を示す雨水を酸性雨とっている。(→pHの項)

COD (化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)

CODとは、水に含まれている有機物の量を表わす指標であり、水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものである。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

自然環境保全地域

県自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。自然環境保全地域は、特別地区と普通地区に分けられるが、特別地区において工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為には許可が必要とされ、普通地区でも一定の行為については届け出が必要である。なお、自然環境保全法に基づき、国が指定する自然環境保全地域等があるが、本県では指定されていない。

持続可能な開発 (Sustainable Development)

「環境と開発に関する世界委員会」の報告書(1987年)において、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」と定義しているように、環境と開発を相反するものとしてではなく、互いに共存するものとしてとらえ、環境を保全してこそ将来にわたっての開発を実現できるという考え方である。

また、平成4年に国際自然保護連合 (IUCN)、国連環境計画 (UNEP)、世界自然保護基金 (WWF) が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「持続可能な成長というのは矛盾した術語であって自然界では無限に成長できるものではない」と指摘した上で「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義している。

車種規制

自動車NOx・PM法に基づく規制で、対策地域内に使用の本拠地を有するトラック、バス及びディーゼル乗用車等について、特別の排出基準 (窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準) に適合しない車は登録できなくなる規制をいう。使用過程車については、車種及び車齢に応じて猶予期間が設けられている。

臭気指数規制

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭は、悪臭防止法に基づいて規制を行っている。法に基づく規制基準には、「特定悪臭物質」と「臭気指数」の2通りの方式があり、臭気指数規制とは「におい」そのものを人の嗅覚を用いて評価する手法であ

る。臭気指数は、刺激量と人の嗅覚 (感覚) の間には、ウェバー・フェヒナーの法則が成り立ち、感覚量は刺激量の対数に比例することから臭気濃度を対数で表示したものである。なお、平成19年1月現在、県内で臭気指数規制を採用しているのは、県 (政令指定都市・中核市及び特例市を除く。)、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市及び相模原市である。

新アジェンダ21かながわ

日本初のローカルアジェンダとして1993 (平成5) 年に採択された「アジェンダ21かながわ」の成果と課題を踏まえ、より実践的で実効性あるアジェンダ (課題解決に向けた行動計画) として、2003 (平成15) 年10月に県民、企業、行政等による「かながわ地球環境保全推進会議」が策定したもの。推進の仕組みとして「マイアジェンダ制度」を構築し、持続可能な社会かながわづくりを目指している。

新エネルギー

平成9年6月施行の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」の施行令において定義されており、石油代替エネルギーの中で経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとされているエネルギー。

平成20年4月1日施行の改正施行令で、電気自動車や燃料電池、天然ガスコージェネレーション等が削除、また地熱発電及び小水力発電が追加され、現在は太陽光発電や風力発電など10種類が定義されている。

狩猟鳥獣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により狩猟をすることができる鳥獣として環境大臣が指定する鳥獣をいう。

なお、狩猟鳥獣以外であっても有害鳥獣捕獲、学術研究等のための捕獲許可を得た場合には捕獲することができる。

生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛の10項目がある。基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水などの水利用目的や水生生物の生息状況に応じて区分された類型ごとに定められている。

生活騒音

一般家庭の日常生活から発生する騒音。都市の過密化やクーラー、ピアノ等の生活関連機器の普及に伴い問題となっている。県条例では、工場・事業場の騒音を規制対象としており、生活騒音については、規制基準が定められていないが、住民相互の協力等について規定している。

生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存

在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

生物の多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さという。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。

世界環境デー

昭和47年6月、ストックホルムで開かれた国連人間環境会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」と定めることが同年12月の第27回国連総会において決議された。わが国では昭和48年から6月5日～6月11日までを「環境週間」としてきたが平成3年からは「環境月間」（6月）を設けている。

本県では、「世界環境デー」を含む6月1か月間を「かながわ環境月間」と設定し、自治体、県民が一体となってよりよい環境の創出に努めている。

ゼロ・エミッション

産業活動により発生する環境汚染物質、廃棄物、廃熱など、すべての排出物をゼロにしようとする考え方。国連大学が提唱したもので、企業自らによる排出物の抑制に加えて、他企業による再利用をうまく組み合わせようとしている点の特徴である。

潜在自然植生

ある土地の代償植生（人為的干渉が常に加えられることによって持続している植生）に対してそれを持続させる人為的干渉が全く停止されたとき、その土地が支えることができる自然植生をいう。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、加重等価継続感覚騒音レベルのこと。航空機騒音測定、評価のために考案されたもので、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等を加味した騒音のうるささの単位である。

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月15日施行）により、ポリ塩化ジベンゾーパラジオ

キシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の3物質群と定義されている（単一の物質でないため、「物質群」としている）。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。

ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温（800℃以上）ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。（→「TEQ」の項）

大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数をいい、一般に人畜の腸管内に生息している細菌であることから、人畜の排せつ物などによる汚れを表す指標となっている。指標は、河川水などは100ml中の大腸菌群数を最確数（MPN=Most Probable Number）で表す。

丹沢大山自然再生委員会

丹沢大山の自然環境の保全と再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うとともに、普及啓発事業や県民参加事業などの必要な事業を実施することを目的とする委員会。構成メンバーは、自然環境等に対し専門的知識を有する者、NPO、マスコミ、企業、関係団体等、関係行政機関。

炭化水素系物質（Hydrocarbons）

炭素と水素からなる有機化合物の総称を炭化水素という。炭化水素を骨格とし、酸素や窒素等を含む有機化合物を総称して炭化水素系物質といい、アルコール、エステル、アルデヒド等がある。炭化水素系物質は光化学オキシダントの原因物質のひとつであり、種類によっては、有害性や悪臭の問題がある。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の予測によれば、このまま対策を講じなかった場合、2100年には地球全体の平均気温が最大で6.4℃上昇し、海面水位が最大で59cm上昇すると予測されており、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。（→「温室効果ガス」）

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第23条に基づき、県知事からの委嘱を受け、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めることや日常生活における温室効果ガス排出抑制のために必要な助言、情報の提供などの活動を行う。

地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進センターは、地域における地球温暖化防止活動の促進を目的とする公益法人又はNPO法人からの申請により、都道府県知事が、地球温暖化対策推進法第24条第1項に基づいて県内で一つに限り指定することができるもので、地球温暖化対策の重要性等についての啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員や民間団体の活動への支援、日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等のための措置についての相談対応や助言などを行う。

地球温暖化防止京都会議

1997（平成9）年12月、地球の温暖化を防ぐため、大気中の温室効果ガス濃度を一定程度以上には増やさないようにすることを目的に京都で開催された「気候変動枠組条約」第3回締約国会議（COP3）のこと。

先進国の温室効果ガスの2000（平成12）年以後の削減目標等を決めるため、交渉が難航したが、排出削減目標に加え、様々な国際的な仕組みなどにも合意し、「京都議定書」が採択された。

地球サミット（環境と開発に関する国連会議）

平成4年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催され、約180か国が参加し、持続可能な開発という共通理念の下、環境と開発に関する議論がなされ、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択されたほか、「気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」への署名が開始された。

窒素酸化物（NOx）

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOであり、大気中で酸化されてNO₂となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。

窒素酸化物は人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

中間処理（廃棄物）

中間処理とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって、形態、外観、内容等について変化させ、生活環境の保全上支障の少ないものにする行為であり、最終処分（埋立及び海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな処理をいう。脱水、乾燥、焼却、中和、破碎、溶融などが代表的な方法である。

鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣保護法に基づき、鳥獣の捕獲を禁止する区域で、土地利用上の規制はないが、特に必要がある場合に指定する特別保護地区では、水面の埋立、干拓、立木竹の伐採などに、県知事の許可を必要とする。

鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区に分けられる。

DO（溶存酸素量：Dissolved Oxygen）

DOとは、水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。河川や海域の自浄作用や魚類などの水生生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1ℓ中に7～14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。

低公害車・八都県市指定低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

典型的な例としては、いわゆる4低公害車と呼ばれる電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車があるが、このほか、ガソリン・ディーゼル自動車であっても首都圏の八都県市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物などの排出量が少ない八都県市指定低公害車がある。

TEQ（毒性等量：Toxicity Equivalency Quantity）

ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性の強さに換算して示すこととなっており、その換算値であることを表すため「TEQ」（ティー・イー・キュー）という記号で表示する。例えば、ダイオキシン類の水質環境基準は1pg-TEQ/ℓと表される。

DME（ジメチルエーテル）

石炭等の燃料のガス化や天然ガスなどを原料にして生成できる常温で無色・無臭の気体で、粒子状物質などの有害物質を出さない軽油代替燃料としてディーゼルエンジンにも利用可能である。

ディーゼル排気微粒子（DEP：Diesel Exhaust Particles）

ディーゼルエンジンから排出される粒子状物質のうち粒径が概ね0.002mm以下の微粒子のことをいい、ベンツピレンなどの発がん性物質が含まれている。

デポジット・システム

デポジット（=Deposit）の意味は、「預かり保証金」ということであるが、飲料容器散乱防止対策として、経済的手法を導入した回収方法の1つである。これは容器入り飲料に、一定額（率）の預り金を上乗せして販売し、空き容器が返却された場合には、その預り金を返却する方法（Deposit Refund System）である。

特定悪臭物質規制

悪臭防止法に基づく規制基準の1つであり、悪臭の原因となる特定の物質として悪臭防止法施行令で指定されたアンモニアなどの物質の排出濃度を規制する方式を特定悪臭物質規制という。特定悪臭物質は現在、22物質が指定されている。なお、県内の市町村では平成20年1月現在、横浜、川崎及び厚木市がこの規制手法を採用している。

特定外来生物

おおむね明治元年以降、海外から導入された外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、国によって指定されたもの。

特定外来生物に指定されたものについては、輸入や飼育、栽培などが原則禁止されるとともに防除の対象となる。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。大気汚染防止法では「特定物質を発生する」施設、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では「著しい騒音を発生する」施設をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類され、PCB廃棄物や廃石綿（アスベスト）などが指定されている。

特別保護地区（鳥獣保護区）

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。ただし、軽微なものは必要としない。

特別緑地保全地区

昭和40年代後半の高度成長のひずみにより、生活環境の悪化は大都市圏だけではなくてきた。こうした中で、地域住民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与し、良好な都市環境の形成に資する緑地を保全す

るため、都市緑地法に基づき指定される地区。この地区内では、通常の管理行為以外は厳しく規制され、その代償として土地の買入れ制度が設けられている。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。

土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等27項目が定められている。

内分泌かく乱化学物質

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと（環境省の定義）で、「外因性内分泌かく乱化学物質」と呼ばれている。ホルモンとは、身体の中で作られた微量で作用する、体内の「情報伝達物質」であり、脳下垂体や精巣などの器官から分泌され、レセプター（受容体）と呼ばれるタンパク質に結合し、その器官の働きを適正に調整している。本来のホルモンは、男女の違いを形成したり、健康を維持する上で重要な働きをしているため、「環境ホルモン」による健康への影響が心配されている。環境省では、SPEED'98に変えてExTEND2005を発表して、人や野生生物への影響に関する調査研究や実態調査などを行っている。

ナショナル・トラスト運動

ナショナル・トラスト運動は、環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、広く国民から寄附金を集め土地や建物を買取り、保存・管理・公開する運動で、19世紀末にイギリスで始まった。

我が国では、「助鎌倉風致保存会」の活動を第1号として、北海道斜里町の「知床国立公園内100平方メートル運動」や、和歌山県田辺市の「天神崎市民地主運動」などが知られている。

神奈川県では、昭和60年に（財）みどりのまち・かながわ県民会議（平成7年に（財）かながわトラストみどり財団に名称変更）を設立し、かながわトラストみどり基金や市町村などと連携してナショナル・トラスト運動を推進している。

二酸化窒素（NO₂）

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。（→「窒素酸化物（NO_x）」の項）

二次処理・三次処理

公共下水道の処理場や工場などの汚水の処理の工程

は、一次処理、二次処理、三次処理の大きく三つに分けることができる。

公共下水道の処理場に例をとると、汚水の中の砂や固型物を沈砂池やスクリーンなどで取り除く処理工程を一次処理（予備処理）といい、この処理した水を微生物の働きを利用して更に浄化する処理（活性汚泥処理）の工程を二次処理（本処理）という。

また、水域の状況などによっては、砂や活性炭などでろ過したり、薬品を使って沈澱させたりする高度な処理が行われる場合があり、これを三次処理（高度処理）という。

農業集落排水施設

農業用水の水質保全や農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的とした、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設のことをいう。

ばい煙

工場や事業場などのボイラーや焼却炉などで燃料を燃焼した場合に発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などをいう。

大気汚染防止法において、次のとおり定められている。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という）

バイオエタノール

サトウキビや大麦、トウモロコシなどの植物を発酵させて作られたエチルアルコール（エタノール）で、輸送用燃料などに用いられる。燃焼により発生する二酸化炭素は、原料の植物が成長過程で光合成により吸収した大気中の二酸化炭素が、再び大気中に放出されるととらえられることから、大気中の二酸化炭素の総量は変化しないとの考え（カーボンニュートラル）により、京都議定書上、排出量としてカウントされない。

バイオマスエネルギー

生物由来の再生可能な有機物資源（バイオマス）を用いたエネルギーのことで、サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエチルアルコール、海藻や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなどがある。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、廃棄物処理法により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。（「廃棄物処理法第2条」）

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。

「産業廃棄物」は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

排出基準

大気汚染防止法において工場などに設置されるばい煙発生施設等で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙等の量の許容限度をいう。現在排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん、政令で指定されている有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素並びに鉛及びその化合物）及び揮発性有機化合物（VOC）がある。

排出基準には国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乘せ基準とがある。国の定める排出基準のうち硫黄酸化物の規制は、全国をいくつかの地域に分け、各地域ごとに煙突など排出口の高さに応じ1時間ごとの硫黄酸化物の排出許容限度を定めている（K値規制方式）。一方、ばいじん、窒素酸化物などの排出基準は、ばい煙発生施設の種類、施設の規模ごとに排出ガス中の濃度を規制している（濃度規制）。硫黄酸化物とばいじんにつき大気汚染が特に深刻な過密地域における新設施設に対し特別排出基準がある。これら排出基準を超えてばい煙等を排出した場合には、改善命令、一時停止命令を都道府県知事よりばい煙等を排出する者に対して発することができるほか、罰則も課せられる。

ばいじん

石炭や石油系の燃料など物の燃焼に伴い発生するすす等の固体粒子をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。人の健康に影響を与えるため、大気汚染防止法等により排出規制が行われている。

PRTR（環境汚染物質排出・移動登録：Pollutant Release and Transfer Register）

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは平成8年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が公布された。平成13年4月より、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14年4月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

非意図的生成物質

意図せざるものとして生成された化学物質のこと。

例えばダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生じてしまった有害物質である。

pH (水素イオン濃度指数)

水中の水素イオン濃度を指数で表したもので、0から14までである。7が中性で7を超えるとアルカリ性、7未満が酸性となる。

BOD (生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand)

BODは、水に含まれる有機物量を表す指標であり、水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量を、有機物の量に換算したものである。BODの数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

一般にBODは、炭素系の有機物の分解によるものが主なもので、水中の有機物全量を知る直接的な指標とはならないが、この値の大きい排水を河川等に排水すると、水中の溶存酸素の欠乏を招き、自浄作用を損なう結果となる。

PCB (ポリ塩化ビフェニル)

絶縁油、熱媒体、塗料、インキなど広範囲に使用されていたが、分解性が低く、生体内への蓄積性が高い。慢性毒性も高く、昭和49年に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」で製造、輸入、使用が原則禁止されている。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）と構造や毒性が類似しているコプラナーPCB（PCBの一種）も「ダイオキシン類」として規制の対象としている。

PDCAサイクル

Plan（プラン：目的・目標・プログラムを定める）、Do（ドゥ：実行する）、Check（チェック：定期的に取り組む状況を点検・是正する）、Action（アクション：全体を見直す）を継続的に回すこと。PDCAサイクルにより環境配慮に取り組むことで、環境への効果が高まることを期待している。

ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ (Bio Top)

ドイツ語でBio（生物）、Top（所）を意味し、学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。生態系の保全

の観点からは、ポツンとビオトープを整備（確保）するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

BDF (Bio Diesel Fuel)

植物油やその廃油から製造した軽油代替燃料。一般に軽油を用いる通常のディーゼルエンジンに改造なしで利用可能で、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質などの排出が少なく、生物分解もされやすいなど、環境への負荷が少ない。

また、バイオエタノールと同様、燃焼による二酸化炭素が排出量としてカウントされないことから、軽油の代替燃料として注目されている。

ppm (parts per million)

ppmとは、濃度の単位で、100万分の1を1ppmと表示する。例えば、1m³の空気中に1cm³の硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。また、水質汚濁物質の濃度表示では水1m³（1t）の中に汚濁物質が1g混じっている場合を1ppmと表示する。なお、1ppb (parts per billion) は10億分の1を表す。

風致地区

都市における風致を維持するため、都市計画法に基づき定める地区。他の緑地保全制度とは少し異なり、良好な市街地形成を誘導する「まちづくり制度」としての特色をもち、地区内では、建築物の建築や土地の造成等の行為に対して、条例により一定の規制を行う。

富栄養化

富栄養化とは、湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質（代表的なものとして窒素、りん）が低い濃度から次第に高い濃度に増加して、栄養物質が豊富になっていくことをいう。その結果として、植物プランクトンが大量に増殖することがあり湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、水道水の浄水操作や魚類の窒息死などの障害が発生する場合がある。

浮遊粒子状物質 (SPM：Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい降下ばいじんと大気中に長期間浮遊する浮遊粉じんがあり、浮遊粉じんの中でも粒径が0.01mm以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）という。

浮遊粒子状物質は、大気中に長期間浮遊し、気管に入りやすく、肺に沈着しやすい。高濃度になるとぜん息、気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となるおそれがあることから、大気環境基準が設定されている。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（砂じん、火山灰、森林火災の煙など）のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。

フロラ

植物相ともいう。特定の限られた地域に分布し、生育する植物の種類をさす。植生はその地域の代表生物によって特徴を表現するのに対し、フロラはそこに生育する全植物を同定して、リストとしたものである。

フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称であり、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、昭和62年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。我が国では、CFCが平成7年末に生産が全廃され、HCFCも段階的に生産が削減され、平成32年には生産の全廃が決定している。さらに、HFCについては、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化の温室効果が高いことから、この面での抑制も新たに行われることになった。

粉じん・浮遊粉じん

粉じんとは、物の破碎、選別その他の機械処理や、堆積に伴って発生又は飛散する固体の粒子をいう。

浮遊粉じんとは、粉じん、ばいじん及びこれらの粒子が大気中に排出された物と、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素から生成した硫酸塩、硝酸塩であって大気中に浮遊しているものをいう。

なお、粉じんのうち、石綿（アスベスト）等の人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを特定粉じんという。また、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんという。

マニフェストシステム

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用い、委託する廃棄物の性状に関する情報を排出事業者から処理業者に伝達し、廃棄物に起因する事故や環境汚染を防止することや、廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等の不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正処理を確保する制度をいう。

ミティゲーション（環境影響緩和）

開発事業による環境に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を表す概念。アメリカでは環境影響評価制度を法律で規定した中で、ミティゲーションを次のように分類し定義している。

- ・ある行為又はその部分をしないことにより、環境影響を回避すること。（回避）
- ・ある行為の実施の程度や規模を制限することにより、環境影響を最小化すること。（最小化）
- ・影響を受けた環境を修復、再生、又は復元することにより、環境影響を矯正すること（矯正）
- ・事業期間中の保護及び維持活動によって、経年的な環境影響を軽減すること（軽減）

・代用の資源や環境で置換又はこれらを提供することによって、環境影響を代償すること。（代償）

みどりの協定

自然環境保全条例に基づき、住宅団地の造成、事業所の建設、土石の採取など1ha以上の開発行為を対象とし、法令等に基づく開発許認可等の際に開発行為者と県が開発区域面積の原則として20%以上の緑地を確保するという内容の協定。

無機汚濁物質

（→「有機汚濁物質」の項）

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取しつづけることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気汚染の原因となる物質をいい、平成8年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。

特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の22物質が定められている。

モーダルミックス、モーダルシフト

都市部の輸送需要を様々な交通手段（モード）の特性を生かして組み合わせ、最適な配分を行うことをモーダルミックスという。その内、自動車から、鉄道や船舶、バスなどの公共輸送機関に移行させることをモーダルシフトと呼ぶ。トラックによる貨物輸送については、運転手不足のためモーダルシフトを検討するところも出ているが、末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力不足など解決すべき課題は多い。

有害鳥獣

法令による有害鳥獣の定義はないが、一般的には、経済活動や生活環境等に害性を及ぼすものを、有害鳥獣といっており、排泄物等により被害を与えるものや、農林水産物等を食害するものが大部分である。

有機汚濁物質

すべての物質は、有機物質又は無機物質に分類される。有機物質は、炭素を含む化合物（一酸化炭素（CO）と二酸化炭素（CO₂）を除く。）の総称であり、生物体で作られる炭水化物、脂肪、タンパク質などのほか、人工的に合成された多数の有機化合物がある。通常、有機汚濁物質という場合は、生物によって代謝分解されやすく、特に毒性のない化合物を対象とし、有機リン系農薬や有機塩素化合物などの毒性が問題となる物質は有害物質として取り扱う。

有機溶剤

水に溶けにくい物質をよく溶かす揮発性のある液体であり、工場の塗装工程におけるシンナー類や金属脱脂工程におけるトリクロロエチレン（有機塩素系溶剤）等が代表的なものである。揮発性が高いため、蒸発し、気体として排出されると窒素酸化物とともに光化学スモッグの原因となる。さらに、それ自体有毒性のある物質や悪臭の原因となる物質もあり、また地下に浸透することにより地下水汚染の原因となることから、県生活環境の保全等に関する条例において規制されている。

るものもある。

UNEP（国連環境計画）

1972年6月ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された人間環境宣言及び環境国際行動計画を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議に基づき設立。UNEPは、環境分野を対象に国連活動・国際協力活動を行い、取り扱う分野は、オゾン層保護、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護等多岐にわたる。

ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）

LCAと略称される。製品の原料調達から製造、流通、使用、廃棄の各段階における環境負荷を総合的に評価する手法であり、国際標準化機構（ISO）においても環境マネジメントに関する規格（ISO14000シリーズ）の一環として規格化の作業が進められている。

リオ宣言（環境と開発に関するリオ宣言）

1992（平成4）年6月に開催された地球サミットにおいて採択された環境と開発に関する国際的な原則を確立するための宣言であり、持続可能な開発に関する人類の権利、自然との調和、現在と将来の世代に公平な開発、グローバルパートナーシップの実現等を規定している。

リスクコミュニケーション

リスクについての個人、集団、組織間における情報及び意見の相互交換のプロセス。これにより関係者の共通理解の形成が図られる。環境問題については、行政、事業者、市民の間で議論がかみ合わないケースがしばしば見られ、リスクコミュニケーションの重要性がますます高まっている。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、汚水幹線管きよ・中継ポンプ場及び終末処理場から成る。事業主体は原則として都道府県である。

類型指定

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じて区分された類型ごとに基準値が定められている。現在、河川は6類型、湖沼は4類型（河川、湖沼とともに全窒素及び全りんについては5類型、全亜鉛については4類型）、海域は3類型（全窒素及び全りんについては4類型、全亜鉛については2類型）に区分されている。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に指定する必要があり、このことを類型指定という。（→「生活環境項目」の項）

歴史的風土保存区域

都市化に伴う開発から、京都・鎌倉・奈良等かつての政治・文化の中心であった古都における歴史的風土を保存し継承するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に基づき指定される区域。指定区域内の特に重要な部分は、特別保存地区として、各種の行為が厳しく制限され、その代償

として土地の買入れ制度が設けられている。鎌倉市御谷地区での開発計画に反対する住民運動が、法制定の契機となった。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある動植物のデータ集で、世界レベルでは国際自然保護連合（IUCN）が発行している。

日本では1991（平成3）年に環境庁（現在の環境省）が動物分野、1989（平成元）年に財団法人自然保護協会及び世界自然保護基金日本委員会が植物分野のそれぞれ日本版レッドデータブックを発行し、2000（平成12）年からは環境省がその改訂版を順次発行している。神奈川県でも県立生命の星・地球博物館が3年間の調査期間を経て1995（平成7）年3月に神奈川県版レッドデータブックを発行し、2006（平成18）年7月には改訂版を発行している。

インターネットホームページ「かながわの環境」による情報提供

神奈川県では、環境情報をより多くの皆様にご紹介するため、ホームページ「かながわの環境」による情報提供を行っています。「新アジェンダ21かながわ」をはじめとする県の環境行政情報、環境学習に役立つ情報など、環境に関する様々な情報をここから発信します。

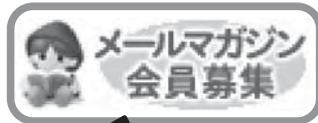
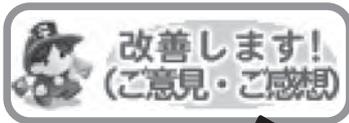
●●●●●●●● ホームページ「かながわの環境」情報満載!! ●●●●●●●●

<http://eco.pref.kanagawa.jp/>

(H22.1.5現在)

より必要とされる情報を発信するため、皆様からのご意見をお待ちしています。

ホームページ「かながわの環境」に掲載された最新の環境情報を配信しています。ぜひご登録ください。



県内の環境状況

- 大気の状態 (一般局)
- 大気の状態 (自動車)
- 水質の状態
- 化学物質安全情報
- 光化学スモッグ発令状況

県内の大気や水質の状況を、いち早くお届けします。

神奈川の環境教育を支援する
バナー広告の掲載にご協力ください。

このサイトを運営することで発生するCO2はカーボンオフセットされています。

バナー広告募集中

バナー広告募集中

バナー広告募集中

バナー広告募集中

バナー広告募集中

【分野別】

- 環境マネジメントシステム・グリーン購入・環境アセスメント
- 地球温暖化
- ヒートアイランド
- 廃棄物・リサイクル
- 大気環境・自動車交通環境対策
- 水環境(水・土壌・地盤)
- 化学物質(ダイオキシン類・PRTR)
- 自然環境・農業

各分野の情報はここから。

5 資料

The screenshot shows the homepage of 'かながわの環境' (Kanagawa Environment). It features a header with the site name and navigation tabs for '神奈川県のホームページ', 'サイトマップ', and '検索'. Below the header, there are sections for '自主的な環境配慮状況' (Autonomous Environmental Commitment Status) with statistics, '県内の環境状況' (Environmental Status in the Prefecture), and 'ニュース' (News) and 'イベント情報' (Event Information). There are also buttons for '改善します! (ご意見・ご感想)' and 'メールマガジン 会員募集'.

新アジェンダ21かながわとマイアジェンダ登録

「かながわ地球環境保全推進会議」では、持続可能な社会かながわを実現するための行動指針として、「新アジェンダ21かながわ」を採択しました。「新アジェンダ21かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録し、企業などの登録内容をホームページで公開しています。

問い合わせ先 神奈川県環境農政部環境計画課アジェンダ推進班
 TEL 045-210-1111(内線4065) FAX 045-210-8845
 E-mail <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kannou/0502/index.html>
 (アジェンダ推進班へのお問い合わせフォーム)